



特殊詐欺被害防止対策の推進

～詐欺犯人は様々な方法で、あなたの財産を狙っています～

詐欺の電話はアプリでブロック！「警察庁推奨アプリ」

警察庁推奨アプリとは、国の機関である警察庁が推奨するアプリです。スマートフォン対策として、アプリのダウンロードを推奨しています。

詐欺の電話はアプリでブロック！

ずっと無料で利用できる！（※別途通信料がかかります。）

事業者名が表示されるので、電話の相手がわかる！



①詐欺対策 by NTT タウンページ

- 警察庁が提供する犯行利用番号や独自に収集したデータベースで国際電話や詐欺電話の発着信をブロック・警告
- 詐欺防犯情報
最新の手口や傾向への注意喚起を行います。
- 事業者名表示機能
電話帳に登録していなくてもリストと照合して事業者名を表示します。



②詐欺バスター Lite

- 警察庁が提供する犯行利用番号や独自に収集したデータベースで国際電話や詐欺電話の発着信をブロック・警告
- ニュースセンター
アプリから詐欺の最新情報が届き被害を防ぐヒントがわかる。
- 事業者名表示機能
電話帳に登録していなくてもリストと照合して事業者名を表示します。



iPhone

両方のアプリを入れるのがおすすめです。

アプリ提供企業が独自に収集した詐欺電話番号リストの両方が使えるので、より幅広くブロック・警告ができるようになります。

Android

どちらのアプリも詐欺対策に有効です。

提供企業のウェブサイトや警察庁ホームページに掲載しているブロック数などの実績を参考にしてください。



**自転車の盗難被害が
発生しています！！**

- 👉 短時間でも鍵かけを忘れずに！
- 👉 備え付けの鍵のほか、ワイヤーロックなどを活用しましょう！
- 👉 路上ではなく駐輪場に止めましょう！



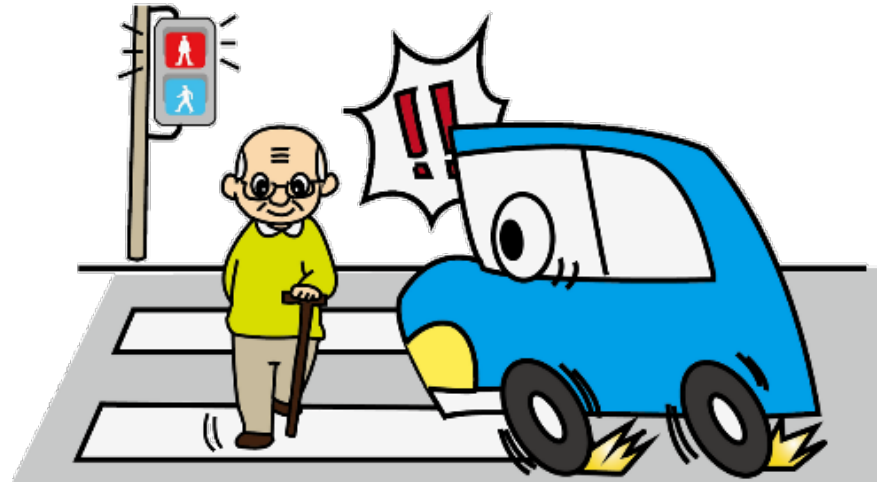
道路を横断する際の違反行為

早朝、夜間に横断歩道の無い場所で道路を横断し、車にはねられるという痛ましい死亡事故が県下で多発しています。

暗い道では、あなたの姿が運転手から見えていないとは限りません。
正しい方法で道路を横断しなければ、歩行者が交通違反となる場合があるので注意してください。

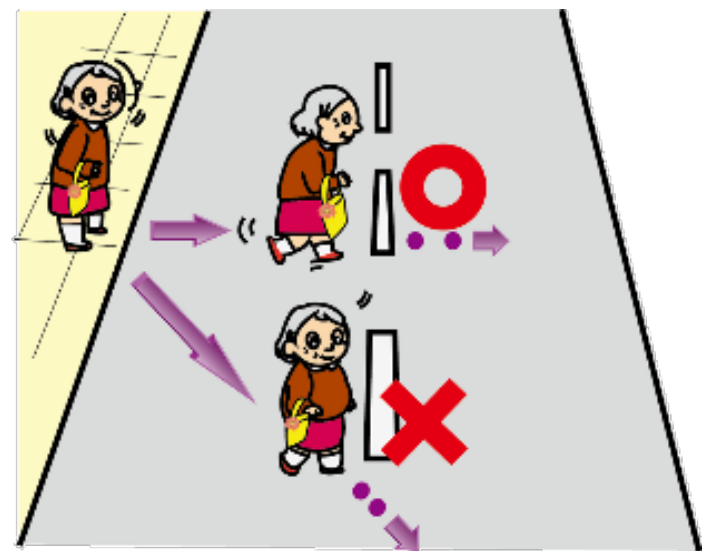
赤色信号無視

道路交通法 第七条 第一項
歩行者は、信号機の表示する信号に従わなければいけません。



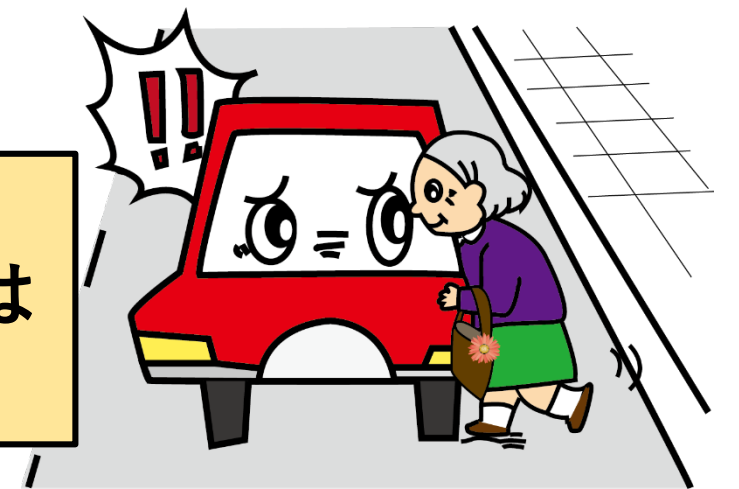
斜め横断

道路交通法 第十二条 第二項
歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。



車の直前、直後の横断

道路交通法 第十三条 第一項
歩行者は車の直前または直後で道路を横断してはいけません。



横断禁止場所の横断

道路交通法 第十三条 第二項
歩行者は道路標識によって横断が禁止されている場所では横断してはいけません。



須磨警察署